



Title	包山楚簡と楚国の情報伝達 : 紀年と社会システム
Author(s)	藤田, 勝久
Citation	中国研究集刊. 2005, 38, p. 115-139
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/61140
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

包山楚簡と楚国の情報伝達——紀年と社会システム——

藤田勝久

はじめに

中国の戦国時代は、秦漢統一国家が形成される重要な時期である。しかし『史記』では、戦国秦が天下を統一する過程を中心に描いており、その他の諸国については秦との戦争や外交などの大事件をのぞいて、国内の社会構造に関する記事がきわめて少ない。また『戦国策』をはじめ諸子などの文献は、その年代の編年や歴史像の復元に注意が必要である。そのため文献によって、諸国が領土国家としての社会システムを形成する過程を明らかにすることは制約がある(注1)。

こうした状況で、一九七〇年代以降には戦国時代の古墓に副葬された資料が増加し、それはとくに戦国楚簡(楚

系文字)と秦簡に集中している。これらは『史記』『戦国策』を補う第一次資料であり、そこには遺策や卜筮祭祷簡、日書、行政と法律の文書、書籍などをふくむため、歴史学や思想史の分野で考察がすすめられている(注2)。

しかし古墓に保存された資料は、甘肅省などの辺境遺跡で発見された漢簡や、二十世紀末から二十一世紀にかけて湖南省の井戸で発見された秦漢、三国時代の簡牘資料とくらべて、出土状況の違いが問題となる(注3)。したがって戦国楚簡と秦簡は、ただ秦代以前の文字資料というだけではなく、考古遺物としての性格を位置づける必要がある。そのとき問題となるのは、つぎの二点である。

一、古墓の資料は、どのような経過で副葬され、その情報はどのようなものか。

二、戦国楚簡には、楚文化と社会システムが、どの

ように反映されているのか。

このうち戦国楚簡で注目されるのは、とくに湖北省荆門市の包山二号墓から出土した竹簡（包山楚簡）である（注4）。なぜなら包山楚簡は、そこに懷王期の七年にわたる大事紀年（前三二二〜三一六）が記されており、戦国中期の年代が推定できるからである。また同時に、楚の王族であった墓主の名前と、墓葬の遺策や埋葬の資料、その墓主の健康を占った卜筮祭祷簡、左尹であった役職とその内容などがわかるといふきわめて珍しいケースである。だから包山楚簡は、戦国楚簡の性格を知る基準にすることができよう。

これまで包山楚簡は、釈文と文字研究のほか、陳偉『包山楚簡初探』（一九九六年、以下、『初探』とも記す）が全体的な考察を試みている（注5）。日本では、工藤元男氏や谷口満、廣瀬薫雄氏などが、包山楚簡の卜筮祭祷簡や、文書簡の構成、歴史地理と訴訟制度などの分析を進めており、しだいに楚の社会と習俗が明らかになりつつある（注6）。

そこで本稿では、こうした成果をふまえながら、包山楚簡の検討を通じて、戦国楚の社会システムと情報伝達のあり方を考えてみたいとおもう。

一 楚曆と卜筮祭祷簡

包山二号楚墓は、紀南城の北から約一六キロに位置し、封土をもつ大型墓である（注7）。東側に墓道があり、長方形の土坑は東西三四・四メートル、南北三一・九メートル、深さ一二・四五メートルで、一四の台階が造られていた。槨室は、長さ六・三二メートル、幅六・二六メートル、高さ三・一メートルで、五つに分かれている。中室には、三重の木棺があり、周囲の東室、南室、西室、北室の四つには、副葬品が収められていた。

包山楚墓の構造に対応する竹簡は、つぎのような位置にある（図1）。

東室：遺策八枚（「飢室」という字句をふくむ）

南室：遺策一三枚（無文字四枚）、竹牘一枚

西室：遺策六枚、文書簡一枚（無文字二二八枚）

北室：卜筮祭祷簡五四枚（無文字三枚）、文書簡一九

六枚（無文字三五枚）

つまり墓主の葬儀にかかわる遺策などは、東室と南室、西室に分散して入れられ、北室に卜筮祭祷簡と文書簡が副葬されている。ただし西室では、銅盤の上に文書簡一枚と、無文字の竹簡一二八枚を載せている。このうち文字のある竹簡は二七八枚で、『包山楚簡』は以下のように

図1 包山楚墓の構造と竹簡

西室： ×遺策（6枚） ×文書簡（有字1枚） ×文書簡（無字128枚） 銅盤、兵器など	北室： ○ト筮祭禱簡（有字54枚、無字3枚） ○文書簡（有字196枚、無字35枚） 毛筆、銅刻刀、木桶、竹席、龍首杖など	
	木棺： [頭部] 兵器、装飾品など	東室： ×遺策（8枚） 「飮室」 礼器、生活用器 木桶、木剣など
南室： ○遺策（有字13枚、無字4枚） ○竹牘（1枚） 兵器、車馬器、生活用器など		

○紀年あり ×紀年なし

分類している。

文書類：集筮一三枚、集筮言五枚、受期六一枚、疋獄二三枚、その他九四枚

ト筮祭禱記録：五四枚。遺策：二七枚。竹牘：一枚

ただし陳偉『初探』では、文書類の処理記録を「所詛」とし、遺策一枚と竹牘を「贈書」とするなどの分類を変えており、また配列にも少し違いがある。ここでは『包山楚簡』の簡番号を表記し、基本的に陳偉氏の分類と配列に従うが、その後の研究によって改めた字がある(注9)。

包山楚簡の性質を知るうえで、まず注目されるのはト筮祭禱簡である。これは墓主の職務や健康を占った最後の三年分(前三一八〜三一六)の資料で、ここに左尹の昭舵という名と、墓主が昭王の一族であることを示す祭祀を記している。工藤元男氏は、陳偉氏などの諸説を整理して、つぎのような基本形式としている(注9)。

《第一次占ト》

A 前辞：「以事紀年十楚月名十干支日」、貞人などの記述

B 命辞：貞問の事柄〔陳偉氏は定型的な「歳貞」と「疾病貞」に分類〕

C 占辞：ト筮の結果にもとづく判断の辞

《第二次占ト》

D 命辞：第一次占辞を承けて、災いや祟りを解除する方法を貞人が示したもの

E 占辞：命辞で提案された祭禱案などの当否を占断す

占之。恆貞吉。少有憂於躬身。且外有不順。以其故
斂之。D 舉禱楚先老僮・祝融・鬻熊。各一牂。思攻
解於不牂。E 苛嘉占之曰。吉。217

(卜筮祭禱簡二一七、一八簡)

《大意》

五月乙丑の日。貞人の苛嘉が用具を使って左尹の昭
舵のために貞問した、「宮廷に出仕して王に侍るとき、
今年の五月から翌年の五月まで一年の間に、身に災
いがあるだろうか」と。これを占うと「恆貞吉。や
や健康に難有り。且つ外に不順有り」と出た。災い
を払い祭禱するために祭祀を提案する。楚の祖先の
老僮・祝融・鬻熊を規定によって祭る。神靈に崇り
を除くよう求める。苛嘉はこれを占い、吉と出た。
そこで卜筮祭禱簡では、この禱辞にみえる祭祀(鬼神
や祖先など)を、だれが計画し、あるいは実行するの
が問題となる。もしこの禱辞を、貞人が災いを解除す
るために、将来の祭祀の計画を占ったものとすれば、その
祭祀は貞人が行うものではない。また別に祭祀を施行す
る者たちがいて、その可否を貞人が占うのであれば、こ
の場合も祭祀を行うのは貞人ではない。そこで卜筮祭禱
簡にみえる祭祀は、かりに実行されるとしても、それは
貞人によらない可能性がある。

それでは墓主の卜筮を改善する祭祀は、だれが実行す
るのだろうか。墓主の祖父である司馬子音の祭祀は、攻
尹の執事人がおこなっているが(二二四簡)、楚の遠祖に
ついては、楚国のシステムの影響下にある祭祀を担当す
る人びとが想定できるのではないかとおもう。その根拠
は、楚曆の使用とともに、卜筮祭禱簡で祭られる対象に、
「楚国全体にかかわる祖先と遠祖が記されているからであ
る。いま楚国の祭祀を、包山楚簡の全体にみえる紀年の
なかで示してみよう(表2)。

ここには楚の祖先にかかわる名がみえており、このう
ち「熊繹」を陳偉氏などは「熊麗(麗)」と読んでいる。
『史記』楚世家によれば、鬻熊の孫が熊麗で、熊麗の孫
が熊繹である(注13)。そのほか卜筮祭禱簡には、墓主の直
接的な近祖として、昭王以後の「文坪夜君、郢公子春、
司馬子音、蔡公子家」(二〇〇、二〇三、二〇六、二二四、
二四〇簡)などがみえている(注14)。そこで貞人が、祭祀
の対象として墓主の近祖をあげ、それを個別に祭ること
は可能である。しかし「楚の先、老僮・祝融・鬻熊」や、
「荊王で、熊麗(熊繹)より武王まで」の祖先を祭ること
とは、墓主の一族が個別にできることではなからう。

楚の祖先を祭ることは、たしかに墓主が昭王に関する
一族であれば、「老僮・祝融・鬻熊」などを共有の観念と

表2 包山楚簡の紀年と先祖名

年代 (前)	紀年と先祖名
懷王 7 (322)	大司馬昭陽敗晉師於襄陵之歲
" 8 (321)	齊客陳豫賀王之歲
" 9 (320)	魯陽公以楚師後城鄭之歲
" 10 (319)	□客監固近楚之歲
" 11 (318)	宋客盛公鸚聘於楚之歲 「邵王 (昭王)」 (卜筮 200 簡など)
" 12 (317)	東周之客許經歸胙於蕤郢之歲 「宣王之宅州人」「宣王之…客」 (受期 58 簡) 「愷王〔威王〕宅臧嘉」 (所証 166 簡) 「邵王」 (卜筮 214 簡など)
" 13 (316)	「楚先、老僮・祝融・鬻熊」 (卜筮 217 簡) 大司馬悼滑救郟之歲 「楚先、老僮・祝融・鬻熊」 (卜筮 237 簡) 「邵王」 (卜筮 240 簡など) 「荊王、自熊繹以庚武王」 (卜筮 246 簡)

することはありうるかもしれない。しかし楚王として、とくに熊羆あるいは熊繹から、初めて王号を称したという武王までを一緒に祭ることは、父母や近祖を祭ることを越えているようにおもわれる(注5)。そこで楚曆の使用

につづいて、ここでも卜筮祭禱簡の祖先祭祀が、楚国システムの影響をうけていると推測するのである。これは『史記』楚世家にみえる楚の系譜にも関連している。

これまで卜筮祭禱簡には、『史記』楚世家と共通する系譜がみえており、これは司馬遷の伝えが一定の信頼性をもっていたことを示している。それは実在の人物であるかどうかはともかく、少なくとも戦国中期の楚で伝えていた情報である。しかしそれらの祖先は、祭祀の対象として現れており、文書簡にみえる実在の王とかかわる記載とは異っている。したがって戦国中期には、実際の王としての事件や記事が記録され、それ以前の系譜は、祭祀を司る人びとによつて伝えられていた可能性がある。そして包山楚簡に「熊羆より武王まで」という表記からすれば、その間の系譜も伝えられていたであろう。これが『史記』楚世家などの系譜資料と関係するのではないだろうか。

もし以上のように仮定できれば、楚国の卜筮祭禱簡からは、記録にかかわる三種類の人びとがうかがえる。すなわち一は、曆法を担当する人びとであり、楚では独自の大事にもとづく紀年と、楚月名をもつ曆を作成している。二は、楚の祖先祭祀を担当する人びとで、ここでは系譜資料を伝えていたかもしれない。三は、楚曆や楚の

祭祀とあわせて、王族などの卜筮を担当していた貞人たちである。ここでは占いの原理が他国と類似するとしても、やはり楚独自の卜筮になっているといえよう。

このような楚国のシステムによって行動する三種の人物とは、後世でいえば、秦漢時代の礼儀祭祀を司る奉常（太常）に所属する太史、太祝、太卜の職務とよく似ている。これらの役職は、太史が天文・星暦を司るほかに、漢初で一連の史官とみなされたことは、張家山漢簡『二年律令』の「史律」で、太史、太祝、太卜を「史」と認識していることから証明できる^(注16)。

包山楚簡には、このほか竹牘と遣策がある。贈書ともいわれる竹牘には、前三一六年の六月丙戌の日に車馬などを贈ったことを記し、南室の遣策には、六月丁亥の日（翌日）に、墓主を葬ったことを記載している。これも一見すると、個人的な副葬品リストのようであるが、竹簡では楚の大事紀年を使っており、楚国のシステムによることがわかる。したがって卜筮祭祷簡と遣策からは、少なくとも戦国中期までに、楚国では楚暦の作成と、楚の祖先祭祀の実施があり、それにもとづいて貞人たちが卜筮をしていた形態がうかがえる。そしてその記録が、一部の楚墓に保存して残されたことになる。

そこで同じように、戦国楚簡のなかで卜筮祭祷簡と遣

策に、大事紀年や楚の祖先名を記すものがあれば、それは楚国システムの影響をうけている墓葬ということになる。その代表的な楚墓は、①望山一号墓と二号墓、②天星觀一号楚墓、③新蔡葛陵楚墓である。このうち望山楚墓と天星觀楚墓は、紀南城の西北と東方に位置しており、包山楚墓とともに楚の都城の周辺地区にある。

まず望山一号墓は、紀南城の西北約七キロにある八嶺山古墓区に位置し、五級の台階をもつ二槨三棺の構造である^(注17)。ここに卜筮祭祷簡があり、その内容から墓主は「悼固」で、戦国中期の王族墓とみなされている。その紀年は二年分の記載があり、そこに楚の祖先と、墓主にかかわるとおもわれる「聖王（声王）、悼王」の祭祀がうかがえる。また望山二号墓には、遣策が副葬されていたが、ここにも楚の大事紀年による記載がある。

つぎに天星觀一号楚墓は、紀南城の東約二四キロに位置し、北は長湖に面している^(注18)。その構造は、一五級の台階をもつ一槨三棺で、ここで出土した卜筮祭祷簡と遣策から、墓主は邱陽君の「番勅」とされている。ここにも楚の大事紀年が報告されている。

また河南省新蔡県の新蔡楚墓は、紀南城から遠く離れて、北は鄭州、東方は安徽省の方面に行く位置にある。その構造は、七級の台階をもち、槨室は内槨と五つの外

表3 戦国楚墓の紀年と先祖名

戦国楚墓	紀年と先祖名
望山1号墓 (卜筮祭祷)	齊客張果問〔王〕於菽郢之歳 鄱客困芻問王於菽郢之歳 「聖王、悼王既賽祷」(八八簡など) 「□先老僮・祝□」(一二〇簡など)
望山2号墓	□周之歳 (遺策)
天星観一号墓 (卜筮祭祷)	秦客公孫鞅問王於菽郢之歳 齊客繻艘問王於菽郢之歳
新蔡楚墓 (卜筮祭祷)	王徙於鄆郢之歳 王自肥還鄆徙於鄆郢之歳 □公城鄆之歳 大城茲方之歳 句邦公鄭余殺大城茲方之歳 齊客陳異致福於王之歳 婁客受女於楚之歳 大莫囂塲為〔戰〕於長城之歳 …至師於陳之歳 王復於藍郢之歳 「老僮・祝融・穴熊芳屯一…」 (甲三、35) 「老僮・祝融・穴熊」 (乙一、22) 「祝融・穴熊各一牂」 (乙一、24) 「□融・穴□・昭王・猷」 (甲三、83)
曾侯乙墓	大莫囂塲噉適猫之春 (遺策)

榔に分かれている。その南室に卜筮祭祷簡があり、甲区
の五二三枚と、乙区の二九九枚、断簡の七四九枚が報告
されている(注19)。ここにもまた楚の大事紀年とともに、
楚の祖先の名前が記されている。ただし包山楚簡では、
祖先を「老僮・祝融・鬻熊」と記していたが、新蔡楚簡

では「老僮・祝融・穴熊」と記している。『史記』楚世家
によれば、祝融となった呉回の子が陸終で、六人の子が
あった。その一人で楚の始祖となる季連の孫が穴熊で、
そのあと周文王のとき季連の苗裔であったのが鬻熊と伝
えている。これによれば、新蔡楚簡のほうが穴熊のよう
に早い人物を祖先に数えあげ、包山楚簡では、鬻熊まで
と、別に熊麗あるいは熊繹より以下につながる系譜に比
重があるようである。

こうしてみると戦国時代には、楚文化の一要素として、
楚曆の作成と、楚の祖先祭祀、その体系による卜筮など
が想定され、その一端が包山楚簡の卜筮祭祷簡に記され
ていたと考えられる。そして包山楚墓のほか、望山一号・
二号墓と天星観楚墓のように、紀南城の周辺に埋葬され
た台階をもつ楚墓の一部にも、同じように楚国のシステ
ムによる記載形式がうかがえる。また新蔡楚墓は、紀南
城から離れているが、やはり楚の紀年や祭祀を記す点で
は共通しており、楚国システムの影響を受けているとみ
なされよう。これまで出土した戦国楚簡でも、副葬品の
リストとされた遺策や、墓主の健康などを占う卜筮祭祷
簡は、このような楚文化の要素を考えることによって、
共通する社会背景のもとで副葬された状況を理解できる
のではなからうか(注20)。

ただしこうした紀年や系譜などの特徴をもって、ただちに戦国楚の国家機構を説明することにはならない。しかし包山楚簡には、このほか文書簡があり、ここに楚国の中央と地方を結ぶ社会システムがみえている。

二 文書簡の社会システム(一) 処理の控え

包山楚簡の文書簡は、『包山楚簡』と陳偉『包山楚簡初探』の釈文では、分類に違いがある。たとえば陳偉氏は、『所誼』三五枚を別区分とし、その他の一三一〜一三九簡では、表裏の内容によって配列を修正している。私は基本的に陳偉氏の変更に賛成するものであるが、受期簡と集箒言の変更では、もとの形式と共通する点もあり、また西室に置かれた二七八簡を一緒に並べるのは、墓葬のなかで考えるときには都合が悪い。そこで『包山楚簡』と陳偉氏との異同を対照しながら、ここでは表4の区分によって、文書類にみえる情報を分析してみよう(注2)。

まず文書簡は、記載の形式から二つに区分される。一は、具体的な内容を記さず、簡略な控えの形式で、たとえば受期、所誼、疋獄がある。二は、具体的な案件などを記す形式であり、ここには集箒、集箒言、その他の文書がある。

表4 文書類の年代と内容

区分	紀元前	内容	記載の形式
受期	(317)	左尹の官府で、処理を指	正面に「〇識之」
所誼	317	示した控え61枚、担当者	共通する書記の名
疋獄	(319)	左尹の官府で、記録35枚	背面に、付記がない
集箒	321、	命令などを処理した控え	正面に「〇識之」
集箒言	320、	13枚	背面に、付記
	317	命令などを処理した控え	
	(なし)	5枚	
その他	322	黄金に関する記録2種	背面に、付記
		17枚	
その他	319	下蔡の案件 4枚	背面に、付記
	318、	陰侯の地の案件 9枚	
	317	具体的な案件 12枚	
	319、		
	318		
	317		
その他	なし	具体的な裁判のやりとり	背面に、付記
		17枚	
その他	なし	西室の1枚	

*枚数と()の年代は『包山楚簡』による

簡略な控えの形式のうち、受期と疋獄は竹簡一本で一

つの記事が完結している。また所説は、複数の竹簡にまたがっているが、その内容はある官員のもとで処理した項目を並べたもので、いずれも具体的なやりとりを記した案件ではない。したがって、これらを一つの項目としておきたい。

まず《足獄》という名称は、八四簡の背面で、ほぼ中央に記されている。整理小組は、『説文』に「疋」を「記」と読む例を引いて、獄訟記録あるいは「起訴に関する簡要な記録」とする。陳偉氏は、これをおおむね妥当とするが、『説文』に「疋」を「胥」ともいうため、あるいは審理を待つという可能性などを指摘している^{注22}。そこで足獄は、訴訟にかかわる内容をもつが、八四簡はつぎのようになっている。

荊原之月己丑之日。虜人之州人陳德訟聖夫人之人宗
漸・宗末。謂殺其兄・臣。正義強識之。秀其爲
李。
(足獄八四簡)

陳偉氏は、これを①訴訟を受理した時間、②原告、③被告、④訴訟の理由、⑤署名に分け、廣瀬薫雄氏は、原告(甲)と被告(乙)の訴えによって二つの形式としている^{注23}。

「甲訟乙、以(之故)」、「甲訟乙、(言)謂」
また足獄には、ほぼ全文に月日があり、文末には空白

をあけて、書記とおもわれる人物の署名を記している。署名の形式には、「A識之、B」「A識之、B為李」「A、B」「A、B為李」「A識之、B李」などがある。したがって八四簡は、つぎのような形式となる。

○月△之日。甲訟乙、謂。 [空白] A識之、
B為李。]

こうした基本的な形式で、各種の訴訟がみえている。整理小組は、その内容に殺人や、逃亡、反官、土地の紛糾、妻妾の占有、継承権の争い、法律執行の不公平などを見だし、これらを各地の官員から中央政府に送られた文書としている。しかし陳偉氏は、原告の居住地が各地であるのに対して、「識」と「李」に同一の人名がみえることから、かれらが署名した文書は、みな左尹の官府の記録とみなしている。

訴訟の舞台では、原告の名に地名や官職、所属の呼び名を記すものがある。また原告と被告は、同じ地名や所属とおもわれるケース(八三、八七、八八、九六、一〇二簡)があり、「其州人」(八〇簡)や、「其官人」(九九簡)という表記もある。これによって訴訟をした人びとの、おおまかな地理や身分が推測できる。

そのとき足獄の配列は、釈文では八〇簡〜一〇二簡を、楚の正月甲辰の日から、四月辛巳、四月己丑、四月戊戌、

八月、九月、十月、十一月辛酉の日までの順としている。

表5 足獄の原告と被告

番号	原告	被告	備考
80	少臧之州人剛士・石A	其州人剛士・石B	
81	周A	鄒之兵虜執事人宦司馬・競B	
82	舒A	呂Bほか、5人	
83	羅之～里人・湘A	羅之～國之～邑人・邳B	
84	膚人之州人・陳A	聖夫人之人・宗B,C	
85	誇街公・A	宋Bほか、22人	
86	鄒易君之～邑人・A	萊陵君之～邑人・巡B	
87	鄒陽大主尹・宋A	範Bほか、4人	
88	楚浙司敗・某A	浙邑・某Bほか	
89	遠A	司衣之州人・苛B	
90	競A	緜丘之南里之人・龔B,C	陳,集箸言
91	某令周震之人・周A	付舉之關人・周B,C	陳,集箸言
92	宛陳午之里人・A	某尹之里人・苛B	
93	宛人・範A	軛B	
94	苛A	聖冢之大夫・範B	
95	～之州人鼓譟・張A	鄒之～邑人・某Bほか	
96	澠戾人・軛A	澠戾之南陽里人・陽Bほか	
97	中陽～邑人・閻A	坪陽之～里人・文B	
98	許A	邱陽君之人～公・番B	
99	邳陽之～公・A,～令・B	其官人・番Bほか、2人	
100	～邑人走仿・登A	走仿・呂B	
101	章A	宋B	
102	上新都人・蔡A	新都南陵大宰・某B,右司寇正・陳C,正・某D	

*人名は、最初から順に某A,某Bと表記する

また陳偉氏は、九〇、九一簡を《集箸言》に入れているが、足獄の配列はほぼ同じである。これは楚の四月の場合に、背面に《足獄》と記す八四簡の「己丑」を仮に朔日としても、十日目の「戊戌」のあと、「辛巳」が一ヶ月以内にないたため、辛巳―己丑―戊戌の順としたものであろう。

しかし問題となるのは、なぜ途中の「四月己丑」の簡に《足獄》というタイトルを書くのかということである。もし足獄が一連の文書なら、冊書の中にタイトルを書く意味が不明となり、むしろタイトル簡をもつ八四簡から始めるほうが自然であろう。そこで四月の辛巳―己丑―戊戌の配列にしたがえば、第一が辛巳の八五簡で、第二が八四簡、第三が八六簡という一組が想定できる(注2)。

もしこの三簡が最初にあたるなら、足獄は楚の四月から十一月までと、正月の訴訟を記録した文書ということになる。これは卜筮祭禱簡で、一年の執務を占うとき「四月より四月まで」とした形式に一致するものである。また足獄には、陳偉氏が《集箸言》に移した九〇簡にある前三一九年の紀年をのぞいて、ほかには紀年を記さないため、これより別に紀年を記した簡があるかもしれない。いずれにせよ足獄には、墓主が亡くなった楚の六月以降の月があるため、少なくとも前三一七年より以前に書か

れた訴訟に関する資料である。

つぎに各地の人びとから、左尹の官府に訴訟が出されたとして、それを審理する必要が生じる。これについて廣瀬薫雄氏は、告訴には、①楚王から左尹に誣されるもの、②左尹に直接に訴えられるものがあり、その次の手続きとして「誣」（付託）がおこなわれ、それは上級から下級行政庁に事件の処理を命じたという^(注25)。

「所誣」簡は、釈文でその他に分類していた文書を、左尹が下級官員に処理を委ねる一連の記録として、陳偉氏が別項目としたものである。その内容は、六名の官員ごとに案件の項目を記し、その文中に「所誣於（官員名）」とあることから、一連の資料であることは問題ない。その形式には、以下のような特徴がある。

たとえば最初の官員である正婁窓の所誣をみると、前三一七年の四月以降から九月までに、月ごとの日と、案件にかかわる人物を列記している。ただし、この案件には具体的な内容を記していない。いま人物を某A、某Bとして例示してみよう。

東周之客許經歸胙於莪郢之荊原（四月）之月。所誣告於正婁窓。壬申。鄭少司馬龔A。邸易君之人陳B。

乙亥。周A。戊寅。某尹A。一夏原（五月）甲寅。

陰人陳A。戊午。B。……一享月（六月）己巳。

中既某A。期思公之州里公B。……一夏蔡（七月）己亥。某君之人登A。……一八月辛未。舒A。……一九月己亥。陽A。陽B。臨易人主C。……辛酉。登人臧A。某陵少甸尹B。

このほか「所誣」簡には、同じように正令墜（四月から十一月まで）、正私司敗邊（六月、八月）、少里喬舉尹羽（タイトルのみ）、郊路尹虜（四月から十一月まで）、發尹利（四月から十一月まで）、備尹（六月から十月まで）が処理したとおもわれる記録がある。したがって所誣は、たしかに左尹の官員に対する案件処理と人名を控えたものと推定され、その基本的な形式はつぎのようになる。

「所誣（告）於（官員名）。楚の月日、人名。楚の月日、人名。……」

ただしここでは、月日の後に記された人名が、左尹の官府から審理を委託された人物か、それとも事件にかかわる人物を指すのかという問題がある。廣瀬氏は、これらの大半を告訴人とみなし、その身分を①人名のみ（一〇一例）、②官職十人名（一一七例）、③某地の人十人名（九〇例）、④某人の人十人名（五三例）の四種に分けている。たしかに足獄では、原告が被告を訴えているが、原告は必ずしも司敗などの官吏に限らないようである。その論理からすれば、審理は原告が所属する官吏に委ね

るはずであろう。そこで所誣では、疋獄にみえる原告が所属する官吏に審理を委ねていれば、その経過が明らかになる。しかし年代の違いかもしれないが、疋獄の原告と所誣の人名に直接的な関連はみられない。

むしろ所誣の人名と関連がみえるのは、受期簡の人名である。受期簡は、三三簡の背面に篇題が記されており、その文書には「受期」という字句をふくんでいる。その意味は、おおむね期日の指定にかかわるとみなされている。

八月辛巳之日。羸陽之馭司敗・黃異。受期。癸巳之日。不遲五皮以廷。阡門有敗。
(三三簡)

この形式は他の簡も基本的に同じである。それは第一日目の月日のあと人名を記して「受期」とし、第二日目には「不_レ以廷」か「不_レ以告」などのあと「阡門有敗」という用語がある。そしてほとんどの簡は、空白をあけて書記の名を記している。そこで基本的な形式は、つぎのようになる。

「某月某日。某A受期。某月某日。不_レ某B以廷。
阡門有敗。〔空白〕某C識之。」

その月日は、楚の七月から八月、九月、十月、十一月で、年代は釈文が受期簡とした五八簡によれば前三一七年となるが、陳偉氏は五八簡を《集箒言》に配列してい

る。いずれにせよ受期簡は、所誣の年代と近く、ここに所誣と共通する人名がみえている。

いま八月の文書を表にしてみると、受期の人物の身分は、司敗、少司敗、州加公、州里公が多く、そのほか「莫囂の人」「_レ某公」「龔夫人之大夫」などがみえている。

この受期の人物は、疋獄の原告とくらべて、官吏の身分が多いようである。そこで受期は、原告の所属する地方官吏に審理を委ねる傾向がうかがえるが、疋獄と共通する地名はみられない。しかし所誣と受期簡には、いくつか関連する例がある。

たとえば受期六二簡の「某郢司徳の秀陽」は、郟路尹虜の所誣(一六九簡)に二度みえている。もしこれが同一人物なら、処理の経過はつぎのようになる(注26)。

九月壬戌(受期、第一日)……九月癸亥(翌日、所誣)……十月戊寅(所誣)……十月辛巳(戊寅から四日後、受期、第二日)

これによれば司徳の秀陽は、左尹の官府から九月壬戌に、十月辛巳までに処理をする期日の指定を受けている。

一方、左尹の官府では、それを官員の一人が九月癸亥(翌日)に記録し、また期日に四日ほど先立つ十月戊寅に、なんらかの処理を記して、約束の期日をむかえることになる。その内容は、「不_レ以廷」が法廷に率いてくる意味

なら、安陸の某里の人・屈Bと、少宮の陽Cを連れて来

表6 受期簡8月の人物

番号	受期の者	要求された内容
21	己巳司豐司敗・鄒A	辛未不〜黃B,C以廷
22	己巳司豐司馬之州加公・某A,	辛未不〜陳C之傷之故以告
23	己巳司少司敗・A	9月癸丑不〜某大司敗以〜
24	己巳司馬豫之州加公・某A,	癸酉不〜陳C之傷
25	己巳司敗・黃A	癸巳不〜玉令・B,C以廷
26	己巳司敗・正・登A	癸巳不〜鄒陽大夫者・B以廷
27	己巳司鄒陽大君之州里公・登A	癸巳不〜死於其者之〜告遠B,
28	辛壬癸申	癸乙亥不〜某尹之〜遠C以廷
29	甲戌莫其寘之人・周A	癸辛未不〜遠C以廷
30	戊寅某司馬之州加公・某A,里	辛巳不〜陳C之傷以告
31	己巳司敗・蔡A	己丑不〜鄒之己里人・青B以廷
32	己巳司陽陽之某某公・登A	己辛巳不〜死其以廷
33	己巳司陽陽之某某公・登A	己辛巳不〜死其以廷
34	己巳司陽陽之某某公・登A	己辛巳不〜死其以廷
35	己巳司陽陽之某某公・登A	己辛巳不〜死其以廷
36	己巳司陽陽之某某公・登A	己辛巳不〜死其以廷
37	己巳司陽陽之某某公・登A	己辛巳不〜死其以廷
38	己巳司陽陽之某某公・登A	己辛巳不〜死其以廷
39	己巳司陽陽之某某公・登A	己辛巳不〜死其以廷
40	己巳司陽陽之某某公・登A	己辛巳不〜死其以廷
41	己巳司陽陽之某某公・登A	己辛巳不〜死其以廷
42	己巳司陽陽之某某公・登A	己辛巳不〜死其以廷

* 第一次の受期者を某Aとし、以下を某B……とする

ることであつたらしい(注27)。ここでは案件の処理を某郡の司徳に委ねたようである。

しかし受期四一、四八簡の場合は、少し状況が異なっている。ここには八月乙未の日に、龔夫人大夫の番嬴に受期し、九月戊申の期日に昱鄭という人物を連れて来るように指示しており、また九月戊申の受期では、同じく癸亥に期日を指定されている。ところが正令翌の所誼(一八八簡)では、八月戊寅に「龔夫人之人・昱鄭」と記されている。これによれば案件の経過は、まず八月戊寅に龔夫人の人・昱鄭が記され、そのあと一八日後の八月乙未には、龔夫人大夫の番嬴のほうに受期している。これは所誼の人名が、必ずしも審理を委ねられた人物ではない可能性を示している。

こうして所誼と受期簡で共通する人名は、それほど多くないが一定の関連を示しており、これは足獄と受期の署名にも共通している。たとえば書記の人名には、つぎのような共通点がある(注28)。

- 秀履・足獄八〇簡、受期五四簡、受期五七簡
- 義強・足獄八四簡、受期四〇簡

したがって足獄と所誼、受期にみえる審理と署名には、一定の関連があることがわかる。そこでこれらの文書は、各地で共通する書記が署名することは困難なため、やは

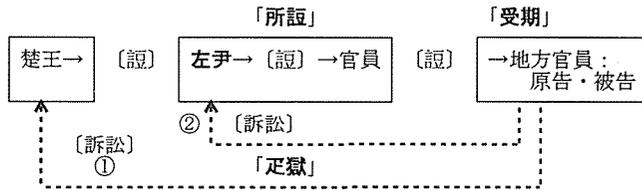
り左尹の官府で記録された訴訟の控えとみなす説がよいとおもわれる。

また左尹の官府で処理された案件の地理的な範囲は、すでに足獄や所誼の身分に記された地名にうかがえるが、受期簡によって詳しく考証されている。陳偉氏と谷口満氏は、受期簡の第一日（日期Ⅰ）と第二日（日期Ⅱ）の間隔について、左尹の官府（郢・紀南城の周辺）と、受期の者の居住地（事件の発生地）の遠近を反映するとみなしている^{〔注29〕}。たとえば受期簡では、両日の間隔が短いものは二、三日、長いものは二〇日以上におよんでいる。谷口氏は、数日までは国都の近隣で、二〇日以上は遠隔地と想定している。

これによると先にみた受期六二簡の「某郢」は、その間隔が一九日であり、かなりの遠隔地となる。また「司徳の秀陽」は、期日に安陸の人を連れて来ることになっていた。したがって紀南城から、審理の時間を入れて往復で一九日が必要とし、安陸に近い地とすれば、あるいはこの「某郢」とは、湖北省雲夢県にある楚王城かもしれない^{〔注30〕}。

また受期五一簡の「陰侯」の地は、一三一〜一三九簡の案件に出てくるように、湖北省襄樊市から西北の方面に比定されているが、両者の間隔は一六日である。これ

図2 文書簡にみえる訴訟と審理



も案件の処理をふくめれば、おおむね妥当な距離であろう。

ただし受期簡で、両者の間隔が四〇日以上に及ぶケ

スは、少し事情が異なるようである。たとえば二〇簡（三九日）は、その約束を「不貞く以致命」とし、二三簡（四四日）は「不遜く以盟く」、四三簡（四二日）は「不歸く以致命於郢」、四四簡（四二日）は「不歸登人之金」、六七簡（五三日）は「不恥く以致命」とある。これらは距離が遠隔であるよりも、処理の違いによる時間を考慮した間隔ではないかとおもわれる。

このように疋獄、所誣、受期の形式をみると、それらは左尹の訴訟の審理に関連しながら、直接的な処理や伝達の過程を示す文書ではなかった。そのため背面の記載が少なく、とくにその他の文書のような受信と発信の記載がないのであろう。しかしこれらの文書が、たとえ中央の項目だけの控えとしても、ここには紀南城の周辺と、楚の影響下にある地方との関係を反映していることは間違いない。図2は、その要点を示したものである。

三 文書簡の社会システム（二）さまざまな案件

これに対して、さらに具体的な楚国の社会システムを伝える文書簡がある。これらは、集箸と集箸言、その他に分類されている。ただし集箸と集箸言の題目は、一簡（六五センチ）と一四簡（六四・二センチ）に記してい

るが、残る文書簡の長さは六五センチ前後が三本で、一本は約六九センチである。そのため竹簡の長さからみれば、タイトルと内容がどこまで対応するかは確定しにくい。またその他の文書簡は、さまざまな内容もっている。ここでは具体的な内容を記す竹簡を中心に、中央と地方を結ぶ情報を考えてみよう。

このグループでは、とくに背面の記載形式に特徴がある。たとえば集箸言の一五〜一七簡の表裏は、つぎのような形式である。

「僕五師宵信之司敗若。敢告視日……」一五簡

「於子左尹。誣之新倍迅尹丹……」一六簡

「尹。不敢不告視日。」一七簡

＼左尹 一七反

「十月甲申。王誣 一六反

「五師宵信之司敗告謂……」一五反

これは正面の文書が連続して、五師宵信の司敗から視日（楚王）への上訴となっている。そのなかに視日が左尹に誣し、左尹が新倍迅尹に誣した経過を述べている。これに対して一五簡の背面では、まず五師宵信の司敗が告げた内容を要約し、一六簡の背面で、王が左尹に誣した日付を記し、一七簡の背面に「左尹」と記している。

すなわちこの文書は、ただ案件を書写しただけでなく、

背面に受信を記録している。それはまた陰侯の地での事件を記した、文書一三二一〜一三五簡の案件も同じ形式である。

「……。敢告於視日。……」一三二簡

「[告訴の経過]」一三三簡

「[告訴の経過]」一三四簡

「……。僕不敢不告於視日。」一三五簡

「[左尹以王命告湯公……]」一三五反

「[空白]」一三四反

「[空白]」一三三反

この文書も、表面に連続して「秦競夫人之人」の告訴を記しながら、背面には左側の竹簡に、前三一七年六月に「郢から文書が来た」という受信と、右側に「左尹が王命を以て湯公に告す」という発信を記録している。このような文書は、足獄、所誣、受期簡の形式と違って、実際に案件を伝達して処理する経過を示している。これは単なる項目の控えではなく、中央から実際に伝達された文書の控えといえよう。

このような文書簡の形式は、秦代の里耶故城から出土した木牘と、きわめてよく似ている^(注31)。里耶秦簡は、まだ三〇数点のサンプルが公表されたにすぎないが、そ

ここでは表面に文書を写し、裏面の左側に受信を、右側に発信の記録を記した形式をもっている。したがって里耶秦簡は、秦代郡県制の遷陵県で文書処理した控えであるが、戦国楚の中央に属する左尹の官府でも、これとよく似た文書の伝達を記録していたことになる。包山楚簡の文書簡は、全ての簡に伝達の記録があるわけではないが、以上の形式によって、中央と地方を結ぶ社会システムの一端を知ることができる。

集箒で注目されるのは、郢の周辺を述べた七、八簡である^(注32)。

齊客陳豫賀王之歳。八月乙酉之日。王廷於藍郢之遊宮。焉命大莫囂屈陽爲命邦人内其衆典。臧王之墨以內其臣之衆典。惠之子庚一夫。居郢里。司馬徒箒之。庚之子昭一夫。昭之子芑一夫。未在典。

ここでは前三二一年の楚八月に、大莫囂の屈陽に命じて、「典」名籍にかかわる審理を要求している。その実態は不明であるが、某意の子である庚は郢里に居住しているながら、その子の昭と孫の芑は未登録ということが問題のようである。ここから楚王が藍郢の遊宮に滞在しているとき、中央の大莫囂の屈氏と、郢里に居住している一族の動向がうかがえる。これは郢都の周辺の情勢を伝えるものであろう。

また集箸には、国都の周辺で起こったとおもわれる案件がある。文書一二、一三簡は、前三一七年の楚五月に、子左尹が濂陵邑大夫に命じて、室人の「典」を審理させ、濂陵大宮某がその文書を提出している。これだけでは濂陵が国都の周辺かは不明であるが、一二六〜一二七簡と一二八簡をみると、もう少し濂陵をめぐる状況がわかる。

東周之客許綰致胙於蕺郢之歲。夏原之月癸卯之日。

子左尹命濂陵之宮大夫謹州里人陽鏞之與其父陽年同室與不同室。大宮彥、大駢尹師言謂。陽鏞不與其父26陽年同室。錯居郢。與其季父某連器陽必同室。

大宮彥内氏箒。127 (一二六〜一二七簡)

ここでも前三一七年の楚五月に、子左尹が濂陵邑大夫に命じて、州里人である陽一族が同居か別居かを問題としている。ところがここでは大宮彥が、陽鏞は郢に居住していると述べており、濂陵の州が国都の周辺にあることが推定できる。また一二八簡は、つぎのように記している。

左尹與鄴公賜、正婁窓、正令翌、王私司敗邊、少里喬與尹羽、鄴路尹虜、癸尹利之命謂。羨陵宮大夫司敗謹羨陵之州里人陽鏞之不與其父陽年同室。夏原之月己酉之日。思一讖獄之主以致命。不致命。陞門有敗。128 (一二八簡)

夏原之月癸卯之日。讖言市以至。既涉於喬與。喬佐僕受之。其謹。讖言市既以返。128反 (一二八反)

この正面では、左尹とその官員が羨陵の宮大夫・司敗に命じて、州里人の陽一族が同居か別居かを問うている。そして楚五月己酉の日に命令を致している。また背面によれば、楚五月癸卯の日(己酉から三十一日目)に回答したことになる(注33)。この月日は、一二六〜一二七簡で大宮彥の回答と同日である。したがって命令と回答の日は隔たっているが、左尹の官府と、陽氏が郢に住む濂陵の州は、ともに国都の周辺にあると考えられる。

また同じように、文書一四一〜一四四簡には、左尹の官員とやりとりをする「秦大夫某の州里公」と、その州人である人物の案件がみえている。陳偉氏によれば、「州」は受期簡で処理の日数が早い地域であり、この案件は同じ日に双方が左尹の官員に陳述していることから、左尹の官府とともに楚都にあると推測している(注34)。したがって秦大夫某の州とその州里公は、国都の周辺にいたことになろう。そして「州」が国都の周辺に位置するならば、他の文書簡にみえる州もまた紀南城の周辺に位置することになる。

このように文書簡をみると、意外にも国都の周辺に関

する案件が多いことに気づく。このほか地方での案件は、すでに陳偉『包山楚簡初探』第三章「地域政治系統」で論じており、また私も「黄金」に関する県レベルの地域や、下蔡の案件、陰侯の地での案件と、封君の推定地などについて紹介した^(注35)。したがって包山楚簡では、これらの地名考証によって、国都の周辺とともに、さらに各地の案件がふくまれることは確かである。そして戦国楚では、県レベルの機構とともに、封君などの地に官員と従属する人びとが多く存在しており、それが裁判の争いや不正にかかわっていることがうかがえる。

以上が文書簡にみえる情報のあらましである。このような包山楚簡とあわせて注目されるのは、鄂君啓節にみえる戦国楚の領域と交通路である。なぜなら鄂君啓節には、包山楚簡と同じく懷王期(前二二二)の大事紀年と、水陸の交通路を記しており、戦国中期の情勢を伝えているからである^(注36)。その考証によれば、懷王期の楚は本拠となる領域と、さらに東方への軍事的な進出をふくめて、ほぼ長江中下流域を統合したといえる情勢となっていた。しかし前二八四年に斉の臨淄が陥落したあと、前二七八年に秦軍が楚の都・郢を陥落させると、そこに南郡を設置して占領統治をおこなった。そして楚は、東方の陳に遷都し、最後は淮水流域の寿春に都を置いた。こ

表7 文書類の寸法と内容

区分	枚数	番号	長さcm	年代と内容
その他 59枚	12	103 ~ 114 簡	54.9 ~ 55.2	前322、黄金の文書
	5	115 ~ 119 簡	68.2 ~ 68.5	前322、黄金の文書
所誼を 除く	4	120 ~ 123 簡	68.3 ~ 69.8	前319、下蔡の案件
	2	124、125 簡	68.3	背面に「既發字」など
	2	126、127 簡	69.5、69.8	前317、地方官員の復文
	1	128 簡	69	左尹の官員、背面に文あり
	2	129、130 簡	64.6、64.7	前319 ~ 317の案件、背面
	9	131 ~ 139 簡	64.6 ~ 66.5	前318、317、陰侯の地の案件
	1	140 簡	65	前317の案件、背面に文あり
	4	141 ~ 144 簡	64.8、65	前317の案件、左尹の官員
	1	145 簡	64.8	前317の案件、背面
	2	146、147 簡	67、68.5	
	1	148 簡	64.5	「客發字」の3字
	1	149 簡	68.3	
	1	150 簡	64.5	
	2	151、152 簡	66	背面に「客發字」
	2	153、154 簡	65.1、69.5	食邑に関する案件
	1	155 簡	69	封邑の境界
	1	156 簡	64	背面に「…誼之左尹」
	1	157 簡	66	末尾に「…子陵尹誼之」
	1	158 簡	67.7	背面に文あり
1	159 簡	64.4		
1	160 簡	65.3		
1	161 簡	66.1		

のような情勢で、包山楚簡の内容をみると、中央と地方を結ぶ社会システムの範囲がよく理解できるであろう。

包山楚簡の文書簡は、左尹の官府に出された訴訟や、それを処理した官員と手続きの控え、さまざまな案件が書写されている。その文書簡には、共通する書記の名がみえることから、基本的に左尹の官府で処理された案件の記録とみなされる。しかしその内容は、楚の領域にふくまれる各地の案件を受け取り、中央から各地の官員に審理を委ねるものであった。その範囲は、鄂君啓節の水陸交通路とくらべると、おおむね国都の周辺と、楚国の境界と關所の内側の地名が多く、湖南省や長江下流域、淮水流域の方面は少ないようである^(注37)。また告訴や審理にみえる官員と身分からは、楚国の領域に封君などの勢力が多く存在する社会構造がうかがえる。これが包山楚簡にみえる戦国楚の社会情勢であり、それは戦国秦が郡県制を中心とする中央集権制を強く押し進める形態とは大きく異なっている^(注38)。そして秦の占領のあと、包山楚簡にみえる社会構造とシステムは、江陵地区ではなく、むしろ東方の淮水流域に温存されるのではないかと考えている。

楚の左尹の文書は、秦漢時代に丞相や御史の官府で処理をした律令や命令、行政文書ではなく、廷尉の職務である司法・裁判にかかわる文書に近いといえよう。これは卜筮祭祷簡の情報で、秦漢時代に祭祀儀礼を司る奉常

の官府に属する太史・太祝・太卜の系統と同じような機能（王朝のシステム）を示すのに対して、その内容は行政機能の一部に限定されるが、いわば中央と地方社会を結ぶ情報であるといえよう。そのため文書簡には、地方官府に属する官員や、そこで生活する人びとの情報（楚国の社会システム）がふくまれ、地方行政や歴史地理研究の基礎となるのである。

そのとき「所誼」では、連続した控えでありながら、一年すべての記載ではないことや、受期簡と共通する期間に、必ずしも対応する案件が記載されていないのは、文書の全体ではなく一部の抄写を示しているかもしれない。またその年代は、文書簡のなかでも比較的早い時期の資料は、あるいはすでに失効した文書をふくむかもしれない。そしてこうした情報をもつ竹簡が墓に副葬されたのは、墓主を追悼するために、年代の古い文書で廃棄されたものや、あるいは文書の一部を抜粋して保存した可能性が想定できるであろう。

おわりに

本稿では、包山楚簡を中心として、戦国楚の情報伝達について考察した。その結果、楚文化と楚国の社会シス

テムについて、つぎのような特徴が指摘できる。

まずト筮祭禱簡と遣策からは、楚国に楚曆を作成する役職と、楚の祖先を祭る役職とが想定され、ト筮を担当する真人たちは、こうした楚国のシステムのなかで、活動していたとおもわれる。これは漢代でいえば、ちやうど奉常（太常）に所属する太史、太祝、太卜の職務とよく似ている。したがって楚国では、曆法や祭祀・ト筮の方法に他国との類似がみえるとしても、楚の大事紀年や系譜、楚の習俗にもとづくことよって、独自のシステムをもつといえよう。

しかし戦国時代の楚には、このような曆と祭祀のシテムや習俗だけではなく、中央と地方を結ぶ社会シテムが形成されていた。それを示すのが、包山楚簡の文書簡である。ここには左尹の官府を中心として、裁判の案件を処理した控えや、具体的な案件が保存されていたことを示している。これを「鄂君啓節」にみえる交通と関所の往来をあわせてみれば、戦国中期までに楚では領土国家の形態をもっており、楚国の地方統治と、封君などが存在する社会構造の一端がうかがえるのである。そして包山楚墓では、これらの情報の一部が、失効したものか、あるいは墓主の事績を追悼するものとして書き写され、他の物品とともに副葬されたのであろう。そのとき

ト筮祭禱簡と文書簡は、同じく楚国の社会シテムにもとづくものであり、楚文化と社会構造を示す情報をもつことが確認できるのである。

またここから派生して、古墓から出土する資料のなかで、楚紀年や月名などの情報がない書籍をどのように理解するかという問題がある。これについては、大きく二つの伝達ルートがあるのではないかと推測している^{注39}。一つは、ト筮祭禱簡や文書簡と同じように、一度は都城を中心とする首都圏に入り、そこから楚文化の影響を及ぼした地域に、交通路線にそって伝達されるケースである。もう一つは、各地の交通路線にそって、直接的に墓主の居住する地にもたらされるケースである。これには春申君などの封君に往来する遊説家や諸子、客などの伝えが、その類推となる。河南省の信陽楚墓の竹簡や、湖南省長沙市の楚墓から出土した資料、滋利石板村楚墓の竹簡、郭店楚墓の竹簡などは、その内容と思想を分析するために、こうした社会の情報伝達のなかで理解する視点が役に立つのではないかとおもう。

このように包山楚簡がふくむ情報の分析は、楚国の社会シテムを明らかにするとともに、戦国楚簡の性格を考えるためにも有益ではないかとおもう。そして楚の社会背景のなかで、古墓から出土した遣策とト筮祭禱簡、

文書簡、書籍を位置づける視点によって、今後は歴史学
と思想史などの議論が進展することを期待している。

注

- (1) 拙著『史記戦国史料の研究』（東京大学出版会、一九九七）。
また李学勤『東周与秦代文明』増訂本（文物出版社、一九九一）、江村治樹『春秋戦国秦漢時代出土文字資料の研究』（汲古書院、二〇〇〇）は、各国の武器や青銅器、陶器、貨幣などの器物銘文を集成して、戦国諸国の君主権力と地方社会の特徴を明らかにしようと試みている。
- (2) 出土資料の概略は、永田英正『居延漢簡の研究』（同朋舎出版、一九八九）、駢宇騫・段書安編著『本世紀以来出土簡帛概述』（台北市、万卷楼圖書、一九九九）など。思想史では『中国研究集刊』三三三号「新出土資料と中国思想史」（大阪大学中国学会、二〇〇三）、浅野裕一・湯浅邦弘編『諸子百家（再発見）―掘り起こされる古代中国思想』（岩波書店、二〇〇四）などの紹介があり、廣瀬薫雄「荊州地区出土戦国楚簡」（二〇〇四年十二月、木簡学会シンポジウム報告）は、包山楚簡と郭店楚簡、上海博物館藏楚簡を中心に整理をして、楚墓の考古学的な年代と、思想史の上で議論され

ている年代の相違が焦点の一つであると指摘している。

- (3) 李均明・劉軍『簡牘文字学』（広西教育出版社、一九九九）、李均明『古代簡牘』（文物出版社、二〇〇三）は、文書の分類を中心に論じている。また拙稿「中国出土資料と地域社会」（『資料学の方法を考える（4）』愛媛大学法文学部、二〇〇五）は、出土資料を全体的にとらえる視点として、城郭都市とその周辺にある基層社会（秦漢時代の県レベルの領域）を想定し、そこで生活する人びとに伝達された資料と考えている。
- (4) 湖北省荊沙鐵路考古隊『包山楚墓』、同『包山楚簡』（文物出版社、一九九一）。
- (5) 陳偉『包山楚簡初探』（武漢大学出版社、一九九六）、拙稿「書評・包山楚簡研究の新段階」（『中国出土資料研究』二、一九九八）。張光裕主編『包山楚簡文字編』（芸文印書館、一九九二）、滕壬生『楚系簡帛文字編』（湖北教育出版社、一九九五）、張守中撰集『包山楚簡文字編』（文物出版社、一九九六）。
- (6) 池田雄一『戦国楚の法制』（中央大学文学部『紀要』一五〇、一九九三）、工藤元男『包山楚簡「卜筮祭祷簡」の構造とシステム』（『東洋史研究』五九一四、二〇〇二）、谷口満「包山楚簡受期簡帛地」（『先秦楚国歴史地理研究』科学研究报告書、東北学院大学、二〇〇三）、廣瀬薫雄「包山楚簡

『所説』分析」(『郭店楚簡の思想史的研究』五、東京大学、二〇〇一)、同「包山楚簡にみえる証拠制度について」(郭店楚簡研究会編『楚地出土資料と中国古代文化』汲古書院、二〇〇二)など。

(7) 前掲『包山楚墓』。その周辺の楚墓は、郭德維『楚系墓葬研究』楚学文庫(湖北教育出版社、一九九五)、同『楚都紀南城復原研究』(文物出版社、一九九九)など。

(8) 积文は、できるだけ通用字とした。その後の积文研究は、劉信芳『包山楚簡解詁』(芸文印書館、二〇〇三)、荆門市博物館『郭店楚墓竹簡』(文物出版社、一九九八)、馬承源主編『上海博物館藏戰國楚竹書』第一〜第四冊(上海古籍出版社、二〇〇一〜二〇〇四年)などがある。なお本稿では、陳偉氏の御教示をえた。

(9) 彭浩「包山二号楚墓卜筮和祭祷竹簡的初步研究」(前掲『包山楚墓』上冊)、李零「包山楚簡研究(占卜類)」(『中国典籍与文化論叢』第一輯、中華書局、一九九三)、陳偉前掲『包山楚簡初探』池澤優「祭られる神と祭られぬ神—戦国時代の楚の『卜筮祭祷記録』竹簡に見る靈的存在の構造に関する覚書」(『中国出土資料研究』創刊号、一九九七)、工藤前掲「包山楚簡『卜筮祭祷簡』の構造とシステム」など。

(10) 楚曆については、王紅星「包山簡牘所反映的楚国曆法問題」、劉彬徽「從包山楚簡紀時材料論及楚国紀年与楚曆」(以

上、前掲『包山楚墓』、陳偉前掲『初探』第一章をはじめ、その後も多くの研究がある。

(11) 劉彬徽前掲論文や、工藤元男『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』(創文社、一九九八)など。

(12) 池澤前掲論文では、祷辞は第一次占辞を承けて「降祟災禍」を解除する方法を貞人が提示したもので、その可否を判断したものが、第二次占辞であるという。また「以其故敗之」「思攻解於……」の解釈は、工藤元男氏が諸説を整理しており、その大略を示すことにする。

(13) 『史記』卷四〇楚世家に、

周文王之時。季連之苗裔曰鬻熊。鬻熊子事文王。蚤卒。其子曰熊麗。熊麗生熊狂。熊狂生熊繹。

(14) 楚の祖先については、工藤前掲「包山楚簡『卜筮祭祷簡』の構造とシステム」のほか、李学勤「論包山簡中一楚祖先名」(『文物』一九八八年八期)、李家浩「包山竹簡所記楚祖先名及其相關問題」(『文史』四二輯、一九九七)、陳偉前掲『初探』第六章などの考察がある。

(15) このほか年代は不明であるが、「聖(声王)夫人之人」(足獄八四簡)、「肅王宅人」(所説一七四簡)などがある。また岡村秀典『中国古代王権と祭祀』第八章「先秦時代の身分制と祭祀儀礼」第五節「祭祷にともなう供儀」(学生社、二〇〇五)は、楚の卜筮祭祷簡の祖先と動物犠牲を考察して

いる。

- (16) 張家山漢墓竹簡整理組編『張家山漢墓竹簡』(文物出版社、二〇〇一)『二年律令』の「史律」に、太史、太祝、太卜となる者の規定がみえる。
- (17) 湖北省文物考古研究所・北京大學中文系編『望山楚簡』(中華書局、一九九五)、湖北省文物考古研究所『江陵望山沙冢楚墓』(文物出版社、一九九六)。
- (18) 湖北省荊州地區博物館『江陵天星觀一号楚墓』、『考古學報』一九八二年一期、湖北省荊州博物館『荊州天星觀二号楚墓』(文物出版社、二〇〇三)。
- (19) 河南省文物考古研究所『新蔡葛陵楚墓』(大象出版社、二〇〇三)、工藤元男『平夜君成楚簡』『卜筮祭禱簡』初探—戰國楚の祭祀儀禮』、『長江流域文化研究所年報』三、二〇〇五)など。なお表では、参考までに曾侯乙墓の遺策をあげたが、ここにも楚の大事紀年の形式がある。
- (20) 工藤元男『祭祀儀禮より見た戦国楚の王権と世族・封君一主として』『卜筮祭禱簡』『日書』による』、『歴史学研究』七七八、二〇〇二)は、卜筮祭禱を基礎としながら、楚国の全体的な構造を展望している。
- (21) 文書簡については、拙稿「包山楚簡よりみた戦国楚の県と封邑」、『中国出土資料研究』三、一九九九、『中国古代国家と郡県社会』汲古書院、二〇〇五)で、左尹官府で書写

した資料とすることを論じている。

- (22) 陳偉前掲『初探』第二章「文書制度」。
- (23) 廣瀨前掲「包山楚簡『所誼』分析」。
- (24) 八五簡をみると、その背面上部に「既發字、遲以廷」と書かれている。陳偉氏は、「字」を被告に發する文書とし、「遲」は小組と同じく「率いる」意味として、おおむね「带着出庭受審」とする。このとき八五簡の背面には上部に文字を書き、八四簡の中央に「定獄」と書くのは、やや不自然ではあるが、同じように背面に記述がある八五、八四、八六簡から始まる配列も想定できるのではないかとおもう。
- (25) 廣瀨前掲「包山楚簡『所誼』分析」。
- (26) その他の一四一、一四二簡には、左尹の吏員に関する資料がある。
東周之客許經歸胙於蒞郢之歲。與月乙巳之日。秦大夫怡之州里公周愆言於左尹與鄴公賜・僮尹傑・正婁恣・正合翬・正私司敗邊・少里喬舉尹羽・郊路尹虜・發尹利。愆言曰。……。141……。秀齊識之。幽蔡爲宰。142
ここでは前三一七年に、秦大夫の州里公から左尹の官府に訴えがあり、左尹ほか官府の吏員八人を列挙している。これらの人物は、一二八簡と一四三簡にもみえているが、一二八簡には「僮尹傑」の名がない。陳偉氏は、「鄴公賜」以下は左尹官府の吏員で、ほぼ身分の高い順に記されたと考

えている。

(27) 二九簡には「不廷」とだけあり、これらの意味は全体的に検討する必要がある。

(28) 陳偉前掲『初探』第二章「文書制度」に、署名の人物に関する考察がある。

(29) 陳偉前掲『初探』第三章、谷口前掲「包山楚簡受期簡釈地」など。

(30) 湖北省文物考古研究所他「92雲夢楚王城楚簡報」(『文物』一九九四年四期)。

(31) 湖南省文物考古研究所等「湖南龍山里耶戰國—秦代故城一号井發掘簡報」(『文物』二〇〇三年一期)、湖南省文物考古研究所、湘西土家族苗族自治州文物処「湘西里耶秦代簡牘選積」(『中国歴史文物』二〇〇三年一期)、里耶秦簡講義会「里耶秦簡訳註」(『中国出土資料研究』八、二〇〇四)、初山明「龍山里耶秦簡」(二〇〇四年一月)、木簡学会シンポジウム報告)など。また拙稿「里耶秦簡と秦代郡県の社会」(『愛媛大学法文学部論集』人文学科編一九、二〇〇五)は、情報伝達の視点から里耶秦簡の形式と内容を論じている。

(32) 陳偉前掲『初探』第四章第三節「典与衆典」。

(33) ここでは同一の月とすれば、三十日を超えてしまうことが注意される。

(34) 陳偉前掲『初探』第三章。

(35) 拙稿前掲「包山楚簡よりみた戦国楚の県と封邑」。

(36) 陳偉「楚東国歴史地理研究」(武漢大学出版社、一九九二)、拙稿「戦国楚の領域形成と交通路」(一九九四、前掲「中国古代国家と郡県社会」)。

(37) 拙稿前掲「戦国楚の領域形成と交通路」、拙稿『史記』と楚文化—江陵・雲夢の地域社会』(『社会科』学研究)二一八、一九九四)、同『史記』与楚文化』(『長江文化論集』第一輯、湖北教育出版社、一九九五)など。

(38) 拙著前掲『中国古代国家と郡県社会』第一編第一章「中国古代の関中開発」、第二章「戦国秦の領域形成と交通路」、第三章「戦国・秦代の軍事編成」など。

(39) この点は、拙稿「中国古代史における秦、巴蜀、楚」(『長江流域文化研究所年報』二、二〇〇三)、同「中国古代書籍と情報伝達—遊説、国策と文書」(『資料学の方法を探る』愛媛大学、二〇〇二)で簡単に言及している。また李零『簡帛古書与學術源流』(生活・読書・新知三聯書店、二〇〇四)第八講「簡帛古書導読二…史書類」では、戦国楚簡の書籍を分類している。